

令和5年5月1日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、進光ボクシングジム（以下「進光ジム」という）所属ボクサーである望月崇吾（ライセンスNo.46021）選手を令和 5 年 4 月 28 日より 6 ヶ月のライセンス停止処分とする。

理由： 進光ジム望月崇吾選手は、令和 5 年 4 月 28 日の試合の前日計量において 1.5kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は望月崇吾選手を令和 5 年 4 月 28 日より 6 ヶ月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、進光ジムのマネージャーである倉田稔（ライセンスNo.35508）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、倉田稔氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション